

ひとり親家庭

利用を希望される方は
子育て支援係の窓口にご相談を！！

ホームヘルプサービスのご案内

ひとり親家庭のお母さん・お父さんが、就業や一時的な病気などで、お子さんの見守りや家事が困難となってしまったときにホームヘルパーを派遣します。

★ホームヘルプサービスを利用できる方

町に住所があり、中学校3年生以下の児童がいるひとり親家庭であって、次のいずれかに該当するため、家事や育児などの日常生活に支障をきたしている場合が対象です。

1. ひとり親家庭となって2年以内で、支援が必要と認められた場合。
2. 小学校3年生以下の児童がいるひとり親が就業している場合。
3. 技能習得のための通学をしている場合。
4. 就職活動を行う場合。
5. 疾病・看護・事故・災害・冠婚葬祭・学校等の公的行事の参加等により一時的に援助が必要な場合。

★派遣回数と派遣時間

- 派遣回数・・・1日1回、月12回まで
- 派遣時間・・・午前7時から午後10時の間で、2時間以上8時間以内

★ホームヘルプサービスの内容

- 食事の世話
- 住居の掃除及び整理整頓
- 被服の洗濯
- 居宅内での子どもの見守り（外出はできません。）

★利用料金 前年（1月から6月までの派遣は前々年）の所得に応じ、利用料金を負担して頂きます。

（参考）

- 前年（1月から6月までの派遣は前々年）の所得が左の表に該当する場合は無料で利用できます。それ以外の場合は所得に応じ利用料金を負担していただきます。

	前年の所得
扶養1人	3,604,000円以下
扶養2人	3,984,000円以下
扶養3人	4,364,000円以下

1時間あたり 250円から

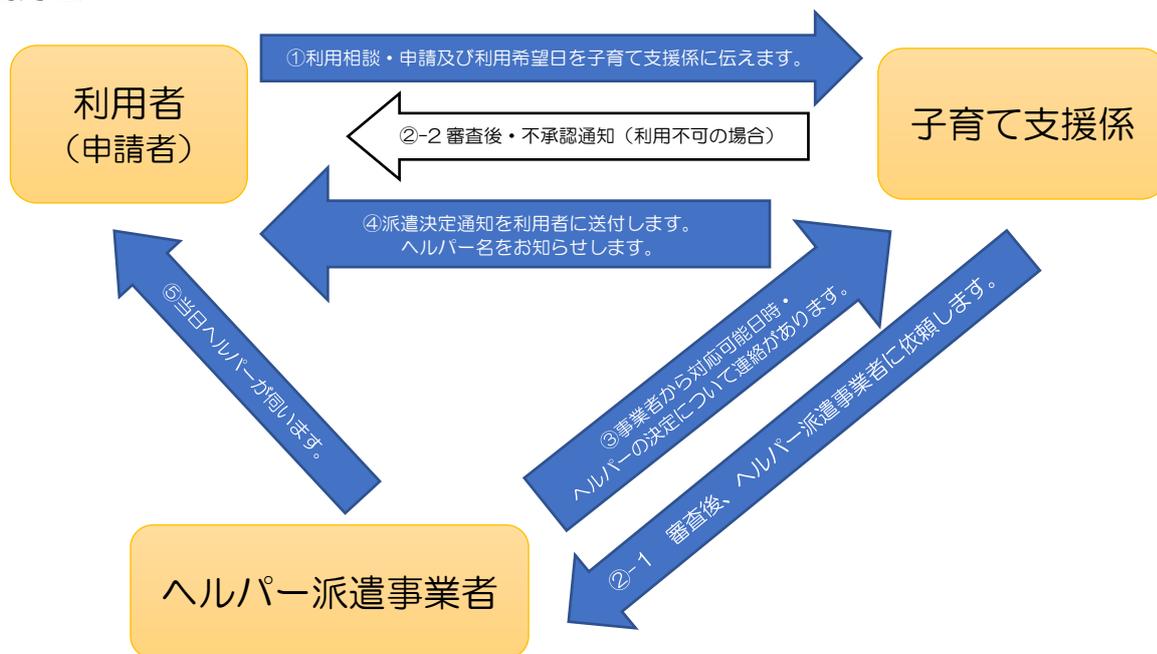
※所得基準等の利用料金の詳細は子育て応援課子育て支援係までお問合せください。

★申請方法

申請は、瑞穂町福祉部子育て応援課子育て支援係で受け付けます。

利用を希望される方は、印鑑をお持ちになり、窓口にお越しください。

★利用方法



①ヘルパー利用を希望する場合は、まずは子育て支援係窓口にご利用相談にお越しください。

その後、ひとり親家庭ホームヘルパー派遣申請書を利用希望日の**3週間前までに**提出し、利用希望日を伝えます。

②-1 子育て支援係が申請を受理し、審査した後、ヘルパー派遣事業者に派遣依頼をします。

②-2 子育て支援係が申請を受理し、審査した後、不承認（利用不可）となった場合は不承認通知を申請者に送付します。

③ヘルパー派遣事業者から子育て支援係に、対応可能な日時及びヘルパー名の連絡があります。

④子育て支援係から申請者へ、派遣決定通知書の送付及びヘルパー名を伝えます。

⑤利用当日ヘルパーがご自宅に伺います。

★利用当日の流れ

派遣開始時

ヘルパーが約束の日時に伺います。

※必ず保護者の方との引継ぎが必要です。

派遣終了時

保護者が帰宅して引き継ぎ後、派遣終了となります。

保護者の方はヘルパーが持っている報告書に確認印を押してください。

★注意事項

- 保育園・学童保育クラブを利用できる場合は、そちらが優先となります。
- 保育園・学童保育クラブへの送迎、お買い物、子どもを公園で遊ばせる等の外出はできません。
- ひとり親家庭の親・子どもが伝染性の疾患（インフルエンザや水ぼうそうなど）にかかっている場合は利用できません。
- 子どもがいない時間帯には派遣できません。
- ヘルパー利用当日の開始および終了時には、必ず保護者の方との引継ぎが必要になります。
- 利用時間の変更等・キャンセルは速やかに子育て支援係にご連絡ください。
- ご希望の日程に対応できるヘルパーが見つからない場合もありますので、あらかじめご了承ください。